

AED（自動体外式除細動器）賃貸借仕様書

1 目的

磐田市内小学校児童の急病等に対応するため、次のとおり AED（自動体外式除細動器）を設置する。

2 目的物件及び数量

AED（自動体外式除細動器） 23台

3 賃貸借期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで 5年間

4 納入期限

令和7年6月1日

5 納入場所

別紙 AED 設置施設一覧表のとおり

6 目的物の仕様

（1） AED（自動体外式除細動器）

- ・製品構成：本体、バッテリー、大人用パッド及び小人用パッド（各2組以上）、
キャリングケース、救急セット
※大人用パッドで子供にも対応可能な機種であれば、小人用パッドは不要とする。
- ・バッテリー：使用期限（スタンバイ状態）3年以上
交換は無料とすること（使用者の故意・過失を除く）
- ・パッド：交換は無料とすること（使用者の故意・過失を除く）
- ・ガイドンス：日本語による
- ・その他：薬事法に基づく承認を受けた機種であること
防水・防塵性は IP55 以上とする
聴覚障がい者に配慮した製品であること

（2） AED 設置表示シール

- ・数量：10枚
- ・寸法：20cm×20cm程度
- ・その他：納入施設の玄関、設置場所等に AED 設置施設であることを示すため

（3）「日本語版救急蘇生ガイドライン2020」適合品であること。

7 納入等

納入、設置及び表示シールの取り付けに掛かる経費は落札者の負担とする。

8 支払い方法

毎月払いかつ後払いとし、市は適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払いを行うものとする。

9 目的物の保守

- (1) バッテリー、パット、救急セットは耐用年数が経過する前に交換すること。
- (2) 耐用年数経過による交換の場合、交換に掛かる経費は落札者の負担とする。
- (3) 交換については、設置箇所への郵送も可とする。
- (4) 賃貸借期間中の故障・盗難・破損（故意及び使用者の過失、天災等は除く。）等により AED が使用できなくなった場合、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。
- (5) 機器に異常が発生した場合、直ちに対応すること。
- (6) 納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。

10 その他

- (1) 賃貸借期間終了後には落札者は納入物品を撤去すること。なお、撤去に掛かる経費は落札者の負担とする。
- (2) 緊急時の故障において、コールセンターを有し、取扱いメーカーが対応可能であること。

(別紙)

AED設置施設一覧表

番号	施設名	住所	台数
1	磐田市立磐田北小学校	磐田市見付2352	1台
2	磐田市立磐田中部小学校	磐田市中泉1203－2	1台
3	磐田市立磐田西小学校	磐田市中泉2522－2	1台
4	磐田市立磐田南小学校	磐田市千手堂1356－1	1台
5	磐田市立東部小学校	磐田市東貝塚206	1台
6	磐田市立大藤小学校	磐田市大久保282－1	1台
7	磐田市立向笠小学校	磐田市向笠竹之内391－6	1台
8	磐田市立長野小学校	磐田市小島736	1台
9	磐田市立岩田小学校	磐田市勾坂中987	1台
10	磐田市立田原小学校	磐田市三ヶ野1030－1	1台
11	磐田市立富士見小学校	磐田市富士見町四丁目9－5	1台
12	磐田市立福田小学校	磐田市下太380	1台
13	磐田市立豊浜小学校	磐田市豊浜9	1台
14	磐田市立竜洋東小学校	磐田市中平松23	1台
15	磐田市立竜洋西小学校	磐田市川袋1900	1台
16	磐田市立竜洋北小学校	磐田市堀之内356	1台
17	磐田市立豊田南小学校	磐田市森下300	1台
18	磐田市立豊田北部小学校	磐田市加茂243	1台
19	磐田市立青城小学校	磐田市中田55	1台
20	磐田市立豊田東小学校	磐田市高見丘57	1台
21	磐田市立豊岡南小学校	磐田市上神増1410	1台
22	磐田市立豊岡北小学校	磐田市下野部158－1	1台
23	磐田市教育委員会学校づくり整備課	磐田市国府台3-1	1台